

2018年8月31日

鹿児島県知事 三反園訓様

公開質問状

「川内原発3号機増設のための保安林解除・盛り土造成工事ではないか」
との疑義について

ストップ川内原発！3.11鹿児島実行委員会
事務局長 杉原 洋

〒892-0873 鹿児島市下田町292-1
電話 099-248-5455 Fax 099-248-5457

昨年来、川内原発敷地内では、保安林の伐採および、沈砂池の建設、大規模な盛り土工事が行われています。九州電力、鹿児島県森づくり推進課の説明によれば、「特重施設（特定重大事故等対処施設）建設に伴う資機材保管ヤードの造成」ということですが、川内原発3号機増設につながる重大な疑問点が浮上しています。

三反園知事が、先の知事選挙において「脱原発」を公約の大きな柱として闘い、当選されたように、原発問題は県民の最大の関心事の一つです。川内原発敷地内の大規模工事が、私たちが反対している3号機増設の事前着工ではないかとの懸念が浮上している以上、下記の質問事項にはっきりと回答いただき、県民の不安を一日も早く払拭していただくようお願ひいたします。

なお、回答の締め切りは、9月末日までとさせていただきます。

記

【保安林解除申請の手続きなどについて】

質問1 九州電力は2016年6月28日、鹿児島県知事に対して川内原発敷地内の保安林指定解除申請を行いました。県は同日受理し、翌17年4月7日に県森林審議会に諮問し、同年4月27日には、実質的な保安林伐採許可である「予定告示」を行いました。

三反園知事は、この九州電力による保安林指定解除申請の区域が、川内原発3号機増設の事業実施区域と重なっていることを認識していましたか。

質問2 三反園知事は、伊藤祐一郎前知事の「私の在任中は3号機増設に係る諸般の手続き（注：保安林指定解除および公有水面埋立許可）を凍結したい」との県議会答弁（2012.6.1）を当然承知されているはずですが、今回の保安林指定解除手続きに当たっては、伊藤前知事答弁とは異なる対応がなされています。何らかの方針変更があったのでしょうか。

質問3 農水省の保安林指定解除の標準処理期間によれば、「予定告示」は通常、申請受理から3カ月以内で行われますが、今回は10カ月を要しています。なぜ10カ月もかかったのですか。その理

由をお答えください。

質問4 九州電力は2015年12月17日、原子力規制委員会に対し、特重施設設置のために原子炉設置変更許可申請を行い、17年4月5日に、同委員会から許可されています。三反園知事が県森林審議会に川内原発敷地内の保安林指定解除を諮問したのは、その2日後の17年4月7日でした。県森林審議会への諮問は、特重施設設置に絡む規制委の許可を待って、行われたのではないですか。お答えください。

九州電力が鹿児島県知事に保安林指定解除申請をした16年6月28日時点において、原子力規制委員会は九州電力に「特重施設設置に絡む許可」を出しません。九州電力が保安林指定解除申請にあたり、その目的として「特重施設建設に伴う資機材保管ヤードの造成」などという文言を使用したのであれば極めて不自然です。16年6月28日時点で、「特重施設建設に伴う」などの文言はあったのでしょうか。お答えください。

【現在進行中の敷地内大規模工事と川内原発3号機増設について】

質問5 保安林伐採後、敷地北側には沈砂池が設置されています。川内原発3号機増設のための工事計画図（環境影響評価書）によれば、同じところに同様な沈砂地が計画されています。

三反園知事はこの事実を知っていましたか。

質問6 保安林伐採後、敷地北側の沈砂地を除く一帯に、現在、大規模な盛り土工事が進行していますが、この盛り土工事にかかる「保安林解除調査地図」を見ると、川内原発3号機増設のための工事計画図（環境影響評価書）の盛り土予定区域と重なります。また3号機増設工事の完成予想図と、ほぼ同様の仕上がりが予想されます。

三反園知事は、この事実を知っていましたか。

質問7 万が一3号機が増設されるとして、現在造成されている沈砂地および盛り土がそのまま活用されるとなれば、現在の大規模工事は、客観的に3号機増設の事前着工と見なすべきではありませんか。

三反園知事は、現在の大規模工事が3号機増設工事の事前着工ではないと担保できるものを示してください。

以上